

次期愛知県障害者計画（素案）

※「次期あいち健康福祉ビジョン 第4章 施策の方向性と主要な取組」における障害分野の記述として

IV 身近な地域で共に暮らせる新しい社会に向けて

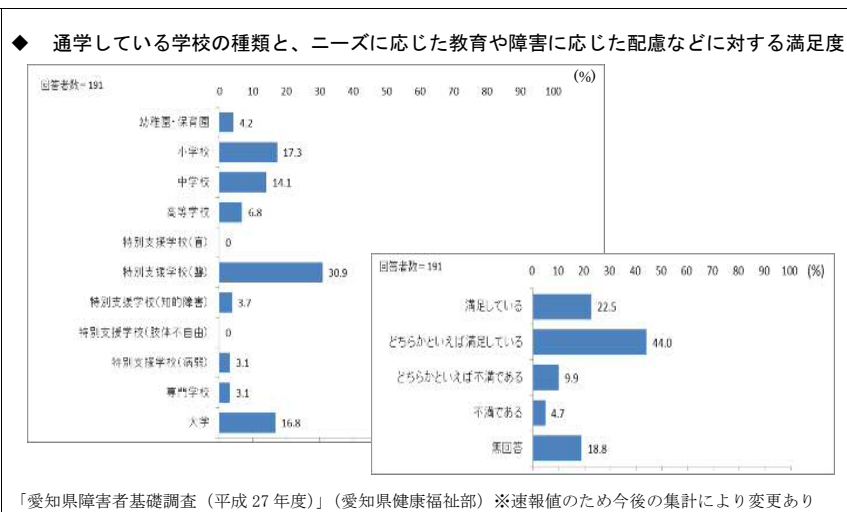
1 現状と課題

（特別支援教育の充実）

○ 平成 26 年度の特別支援教育に関する校（園）内委員会の設置率は公立幼稚園（名古屋市を除く）では 97.1%、小中学校では 100%、また、特別支援教育コーディネーターの指名は、幼稚園・小中学校においては 100%となるなど、校（園）内における特別支援教育の体制づくりは進んできました。しかし、特別支援教育コーディネーターは、他の校務と兼務していることが多いことから、その役割が十分に機能していないことが課題であり、特別支援教育コーディネーターを中心とする校（園）内支援体制づくりを進めるとともに、幼稚園・保育所及び小中高等学校における個別的教育支援計画等の作成率及び引継ぎ率の向上が必要になります。

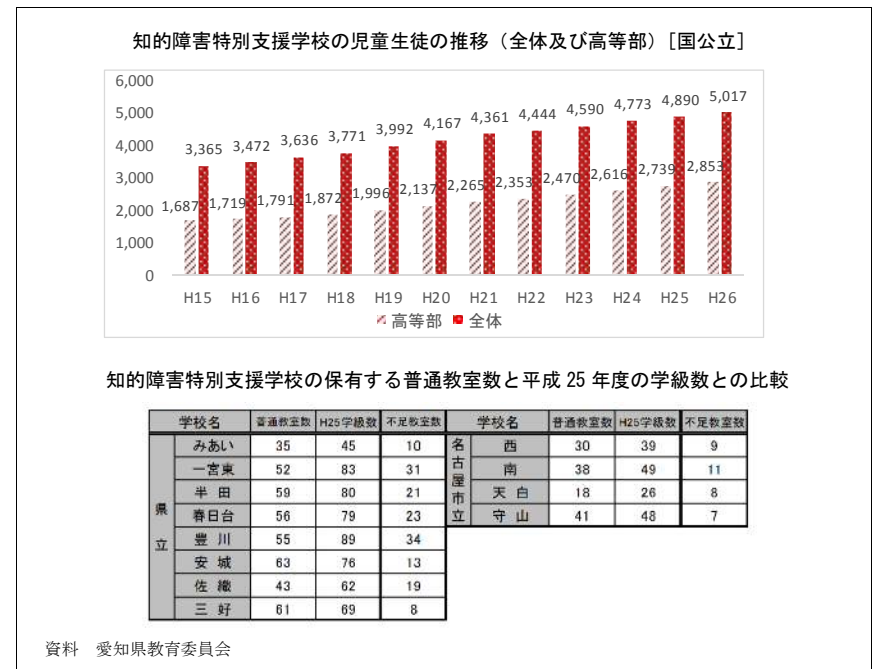
また、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒が通常の学級にも在籍していることから、すべての教員や保育士の知識・技能を高めていく必要があります。

更に、総合的な観点から就学先を決定することを推進するとともに、共生社会の形成に向けて、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築のため、特別支援教育を着実に推進していくことが求められています。



○ 本県の知的障害特別支援学校は、昭和 54 年の養護学校義務制施行に対応して、昭和 40 年代後半から、広い敷地にゆったりとした校舎配置を行い、比較的大きな集団の中でのふれあいを大切にすることを基本に、計画的な整備を行ってきました。その後の幼児児童生徒数の増加による教室不足に対しては、校舎を増築するなどして対応をしてきましたが、近年の中学校の特別支援学級や特別支援学校中学部の卒業生の増加と、高等部への進学率の上昇に伴い、設置当初に想定していた幼児児童生徒数、学級数を大きく超え、教室数の不足等の問題が顕在化しています。

また、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化が進んでおり、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援が求められています。

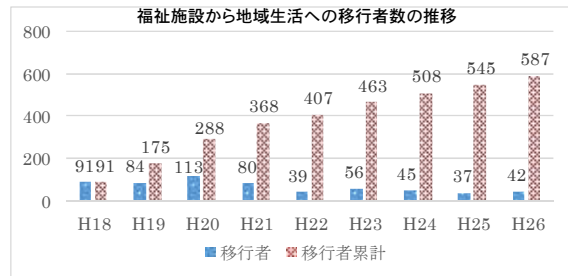


(障害のある人の地域生活支援と療育支援)

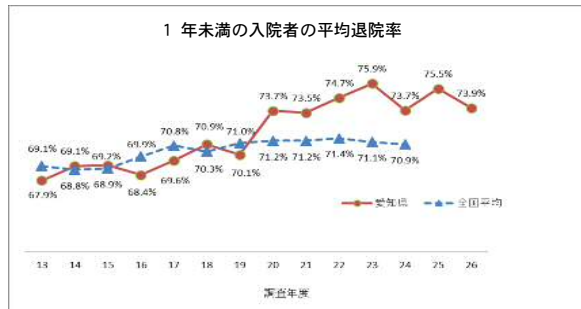
- 障害のある人が身近な地域で自立した生活を送っていただくためには、安心できる住居が不可欠であり、主な住まいの場となるグループホームの整備促進により、安定した住まいの場を確保することが重要です。
- また、障害のある人やその家族のニーズを適切に地域の福祉サービスにつないでいくことが重要です。
- 平成 25 年 4 月に障害者総合支援法が施行され、意思疎通支援が強化されたことを踏まえ、障害のある人の社会参加を促進するためのコミュニケーション環境の充実を図る必要があります。
- 更に、今後、本県においても急速な高齢化の進行が見込まれており、これに伴う高齢の障害のある人の増加に着実に対応していく必要があります。

県障害福祉計画における地域生活への移行に関する目標の実績（その 1）

[目標 1]：福祉施設入所から地域生活への移行者を、平成 26 年度までに累計 1,316 人とする。



[目標 2]：精神障害のある人（1 年未満の入院者）の平成 26 年度における平均退院率を 76%とする。



資料 愛知県健康福祉部

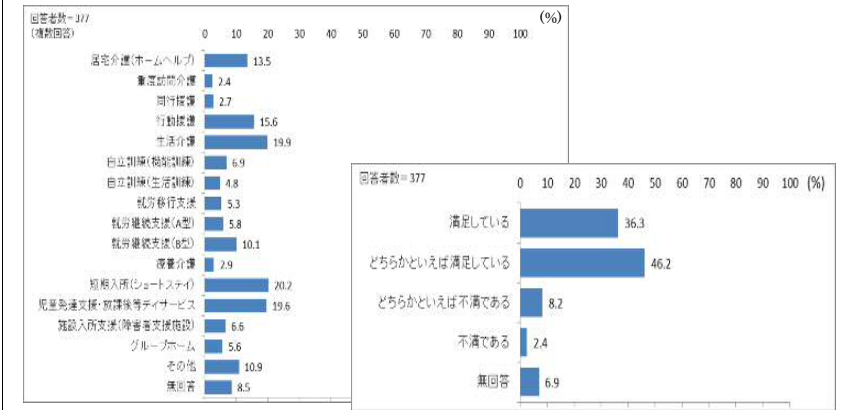
福祉施設（障害者支援施設）入所者の状況

(平成 26 年度末現在)

入所者数	3,908 人	障害支援区分 1	2 人 (0.1%)
(うち男性)	2,273 人 (58.2%)	障害支援区分 2	39 人 (1.0%)
(うち女性)	1,635 人 (41.8%)	障害支援区分 3	199 人 (5.1%)
		障害支援区分 4	658 人 (16.8%)
平均年齢	51.6 歳	障害支援区分 5	1,157 人 (29.6%)
平均入所期間	14 年 7 か月	障害支援区分 6	1,853 人 (47.4%)

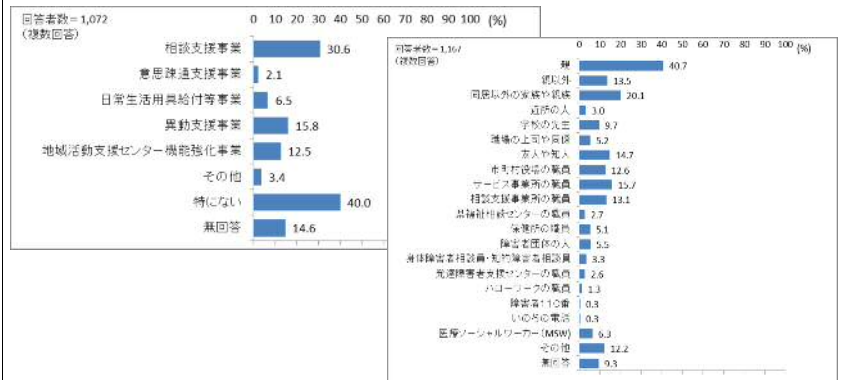
資料 愛知県健康福祉部

◆ 利用している障害福祉サービスと、その満足度



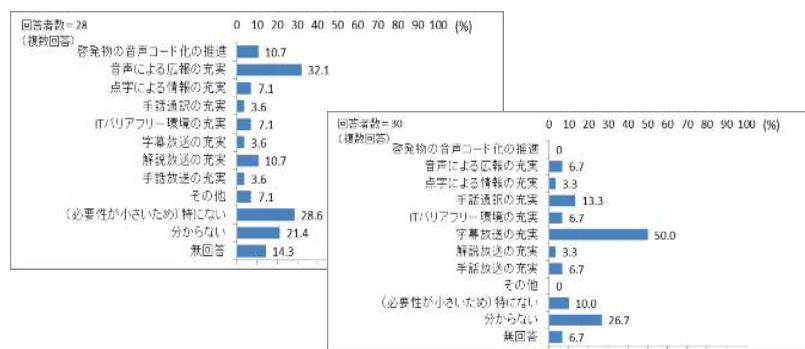
「愛知県障害者基礎調査（平成 27 年度）」（愛知県健康福祉部）※速報値のため今後の集計により変更あり

◆ その他の福祉サービスの今後の利用意向と、困った時の相談先

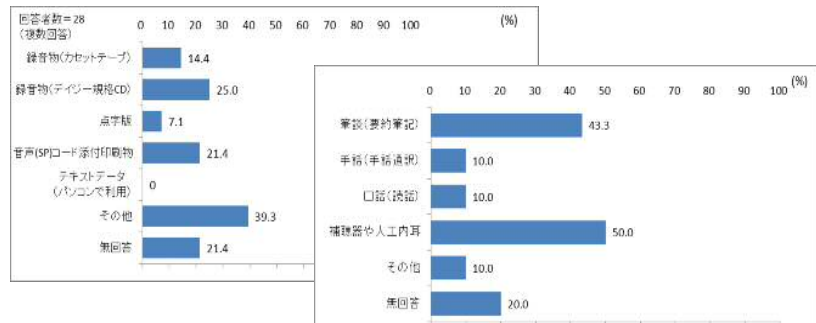


「愛知県障害者基礎調査（平成 27 年度）」（愛知県健康福祉部）※速報値のため今後の集計により変更あり

◆ 視覚障害のある人(左図)と、聴覚障害(右図)のある人の希望する情報バリアフリー化施策



◆ 視覚障害のある人が希望する情報媒体(左図)と、聴覚障害のある人のコミュニケーション手段(右図)



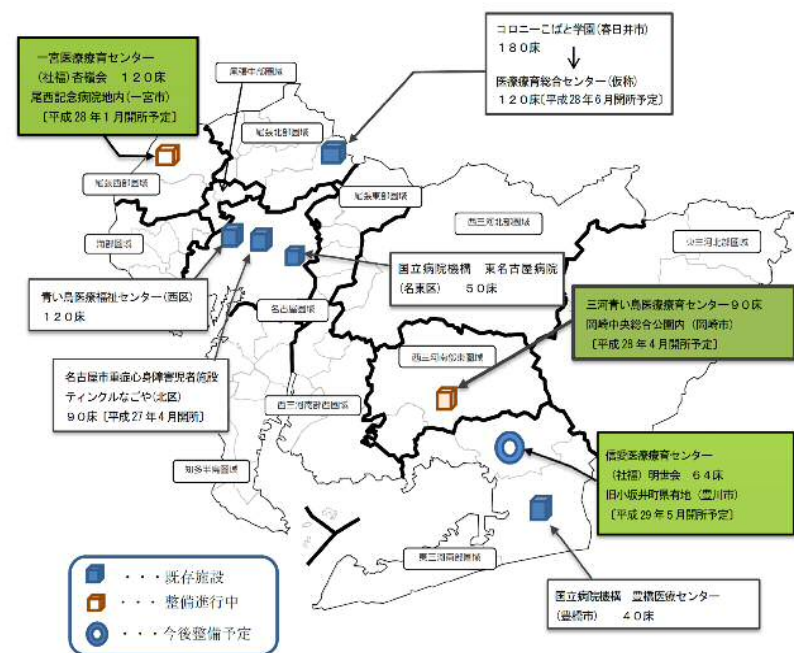
「愛知県障害者基礎調査(平成27年度)」(愛知県健康福祉部) ※速報値のため今後の集計により変更あり

○ 障害のある子どもの成長・自立を促進し、保護者が安心して子育てできる環境をつくるためには、子どものライフステージに対応した、切れ目のない支援を提供することが重要です。

また、重度の発達障害や重症心身障害児が、できる限り身近な地域で専門的な療育や医療支援が受けられることが必要です。

○ 障害のある人やその家族、地域住民、NPO などが行う活動は、障害のある人の社会参加を促進し、地域における障害への理解を深めることにつながるとともに、本人や家族同士の交流と通じて、悩みや不安を解消できる場となることから、一層促進していくことが必要です。

重症心身障害児者の入所施設(医療型障害児入所施設)の配置計画



(地域における就労支援の充実)

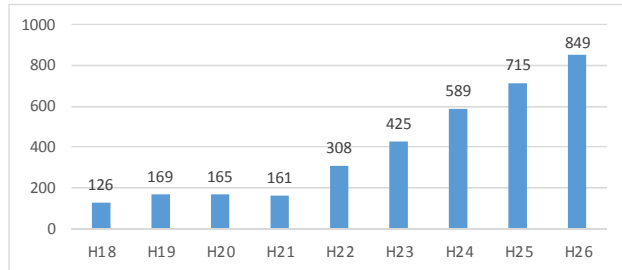
○ 安定した地域生活を継続していくためには、就労が重要な要素となります。平成26年度は849人が福祉施設から一般企業等に就労され、平成22年度の308人と比較すると2.8倍程度となっており、年々増加傾向にあります。働く意欲がある障害のある人が、性別や国籍等に関わらず、特性に応じて能力を十分発揮できるよう、職業能力開発から就労・定着までの切れ目のない支援が必要になります。

また、特別支援学校から一般就労への移行を推進することも重要であり、平成25年度の特設支援学校から一般企業等への就労の割合は、38.1%であり、全国平均の28.4%よりやや高い数値となっていますが、平成20年度以降40%を下回る状況が続いており、また、就職する業種も製造業が約50%と高い割合を占めているため、職業教育の更なる充実を図り、幅広い業種への一般就労を推進していく必要があります。

県障害福祉計画における一般就労に関する目標の実績（その2）

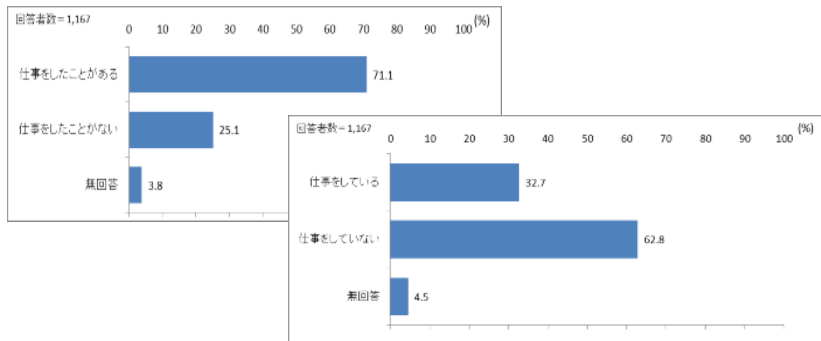
【目標3】：平成26年度における一般就労への移行者を、480人とする。

一般就労への移行者の推移



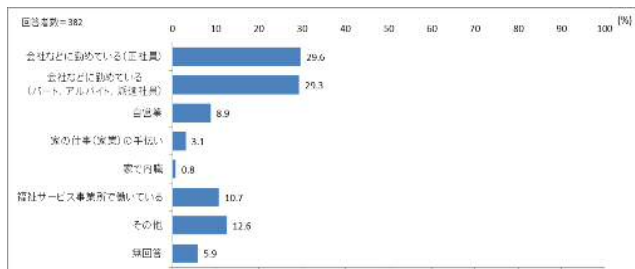
資料 愛知県健康福祉部

◆ 過去の就労経験の有無と、現在の就労状況



「愛知県障害者基礎調査（平成27年度）」（愛知県健康福祉部）※速報値のため今後の集計により変更あり

◆ 現在の就労の形態

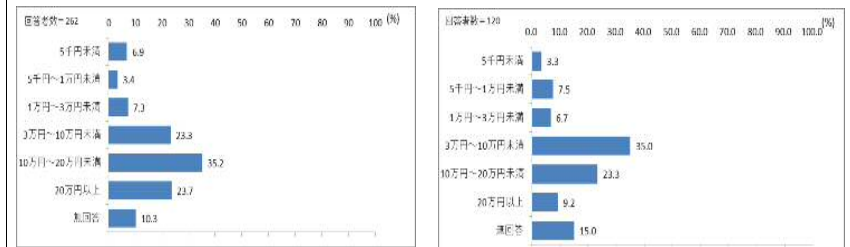


「愛知県障害者基礎調査（平成27年度）」（愛知県健康福祉部）※速報値のため今後の集計により変更あり

◆ 仕事による収入（月額）

(男性)

(女性)



「愛知県障害者基礎調査（平成27年度）」（愛知県健康福祉部）※速報値のため今後の集計により変更あり

- 福祉施設からの一般企業等への就労を推進していく一方で、障害の状況等により一般企業等への就労が困難な人の働く場も求められています。

福祉的就労の場となる就労継続支援事業所における平成26年度の平均月額工賃は、就労継続支援事業所（A型）で70,846円、就労継続支援事業所（B型）で15,916円と一般企業等における賃金と比べ低い水準になっており、安定した地域生活を継続していくために、就労継続支援事業所における工賃向上を図る必要があります。

福祉施設の平均月額工賃の状況（平成26年度）

区分	就労継続支援事業所（A型）	就労継続支援事業所（B型）
平均（月額）	70,846円	15,916円

※平成27年5月に行った平成26年度工賃実績調査で回答のあった569施設の状況

参考 福祉施設の平均月額工賃（平成25年度）全国との比較

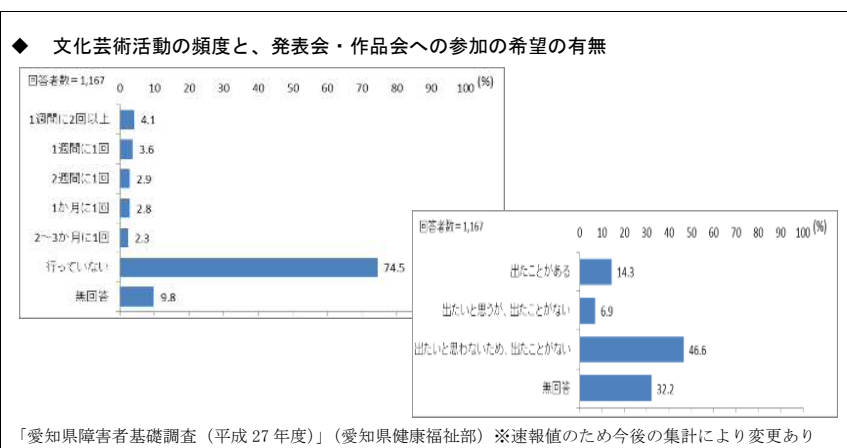
区分	就労継続支援事業所（A型）	就労継続支援事業所（B型）
全国	69,458円	14,437円
愛知県	71,252円	15,318円

資料 愛知県健康福祉部

(障害のある人の活躍の場の拡大)

○ 障害のある人が文化芸術活動に参加することは、日常の楽しみや充実した生活の実現につながるとともに、障害の有無に関わらず一緒に創作活動を行うことや障害のある人の作品を多くの人に鑑賞してもらうことは、障害に対する理解の促進にもつながります。

本県では、障害のある人が創作活動を行い、作品を多くの人に鑑賞してもらう機会を提供すること等を目的として、平成 26 年度から「あいちアール・ブリュット展（障害者アート展）」を開催しており、引き続き広く障害のある人が文化芸術に接する機会を提供していくことが求められています。

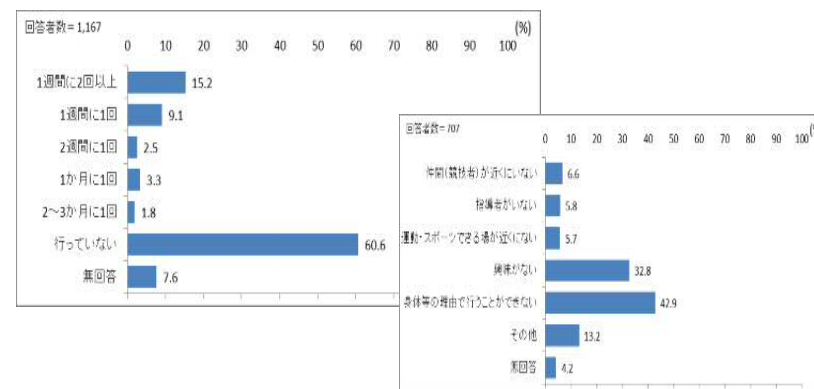


○ 平成 23 年施行のスポーツ基本法において、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」と規定されています。

障害のある人がスポーツに親しむことは、体力の維持・増強・リハビリテーション等に大いに役立つだけでなく、スポーツを通して、障害のある人の自己実現や障害の有無を超えた人々の交流の機会となるため、障害のある人が自立的かつ積極的にスポーツを行える環境づくりを進めていくことが求められています。

また、2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催決定に伴い、障害者スポーツに対する関心が高まる中、国際大会等で活躍するトップアスリートの育成など、高いレベルを目指す人を支援する取組も進めていく必要があります。

◆ スポーツの頻度と、スポーツを行わない理由



「愛知県障害者基礎調査（平成 27 年度）」（愛知県健康福祉部）※速報値のため今後の集計により変更あり

(社会全体で支える環境の整備) **国の新施設策分野を踏まえた新規項目**

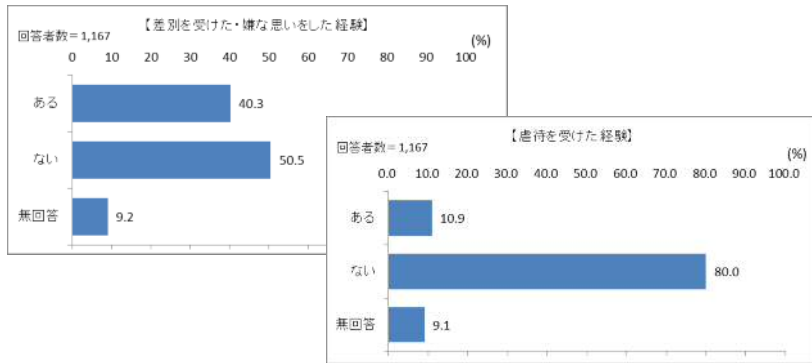
○ 障害や障害のある人に対する誤解や偏見等により、障害のある人が社会参加しにくい環境が依然として存在しています。

そのような状況のもとで、我が国は、平成 19 年に「障害者の権利に関する条約」（以下、「障害者権利条約」という。）に署名して以来、平成 23 年の「障害者基本法」の改正、平成 24 年の「障害者虐待防止法」の施行、平成 25 年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の制定など障害のある人の権利擁護に関する国内法の整備が進められ、平成 26 年 1 月に障害者権利条約を締結しました。

平成 28 年 4 月障害者差別解消法の施行を契機として、県民や事業者に対し法の趣旨の普及等に努めるとともに、障害のある人の人権が守られ、安心して日常生活を送れるよう環境整備を進めていく必要があります。

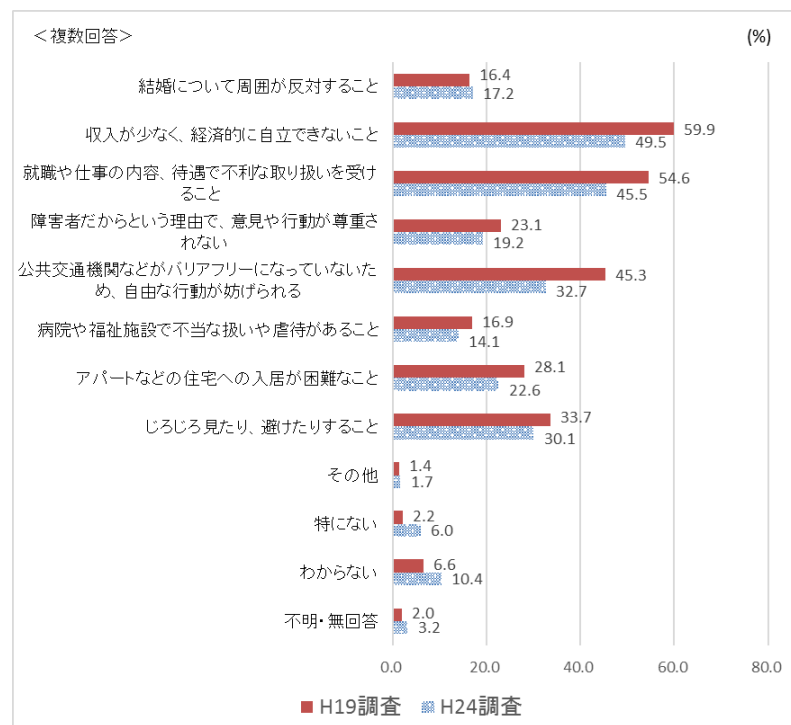
また、平成 24 年の障害者虐待防止法の施行に伴い、県に「障害者権利擁護センター」、市町村に「障害者虐待防止センター」を設置しており、引き続き障害のある人の権利を擁護し、虐待の予防、早期発見、虐待を受けた人の保護や相談を行っていく必要があります（県権利擁護センターへの相談・通報・届出件数：平成 26 年度 111 件、平成 25 年度 67 件）。

◆ 差別や虐待の状況



「愛知県障害者基礎調査（平成 27 年度）」（愛知県健康福祉部）※速報値のため今後の集計により変更あり

◆ 県民が認識する障害のある人に関する人権上の重要な問題



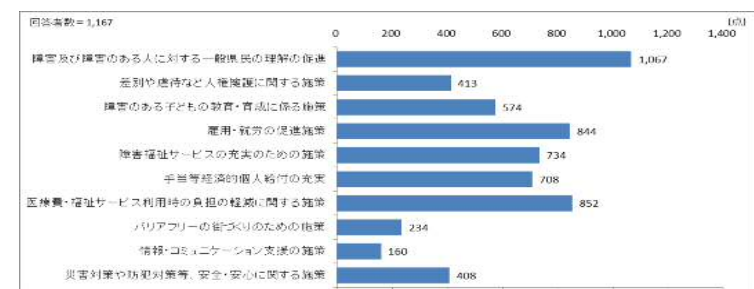
「愛知県人権に関する県民意識調査（平成 24 年度）」（愛知県県民生活部）

○ 平成 25 年に国が策定した第 3 次障害者基本計画においては、我が国が目指すべき社会は障害の有無に関わらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会であるとされています。共生社会においては、障害のある人は、社会の対等な構成員として人権が尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担するとあります。

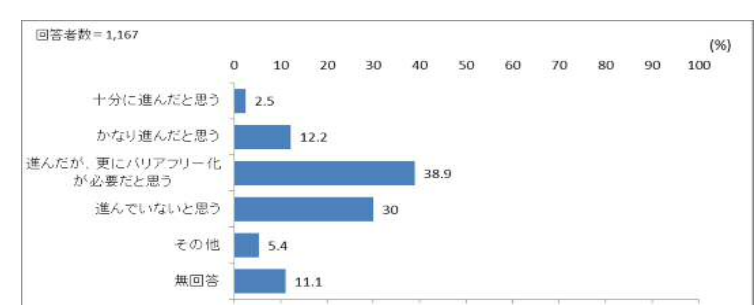
また、国の障害者制度改革が進められる中で、障害の概念について、障害は、個人に属するものではなく、社会との関係によって生じるとの考え方（「社会モデル」）が取り入れられるようになり、障害のある人への支援とあわせて、社会側が変わっていくことで、障害のある人が暮らしやすい環境をつくっていくことが求められており、国及び市町村と連携して、障害や障害のある人に対する県民の理解促進などによる心のバリアを解消するとともに、街のバリアフリー化などによるハード面のバリアを解消していく必要があります。

更に、障害のあることに加え、女性であることや外国人であることで複合的に困難な状況に置かれている人が、自立し、安心して暮らしていけるよう人権尊重や男女の違い、個人の置かれた状況に配慮したきめ細やかな支援を行っていく必要があります。

◆ 最も優先すべき県の施策（優先順位上位 3 つを点数化）



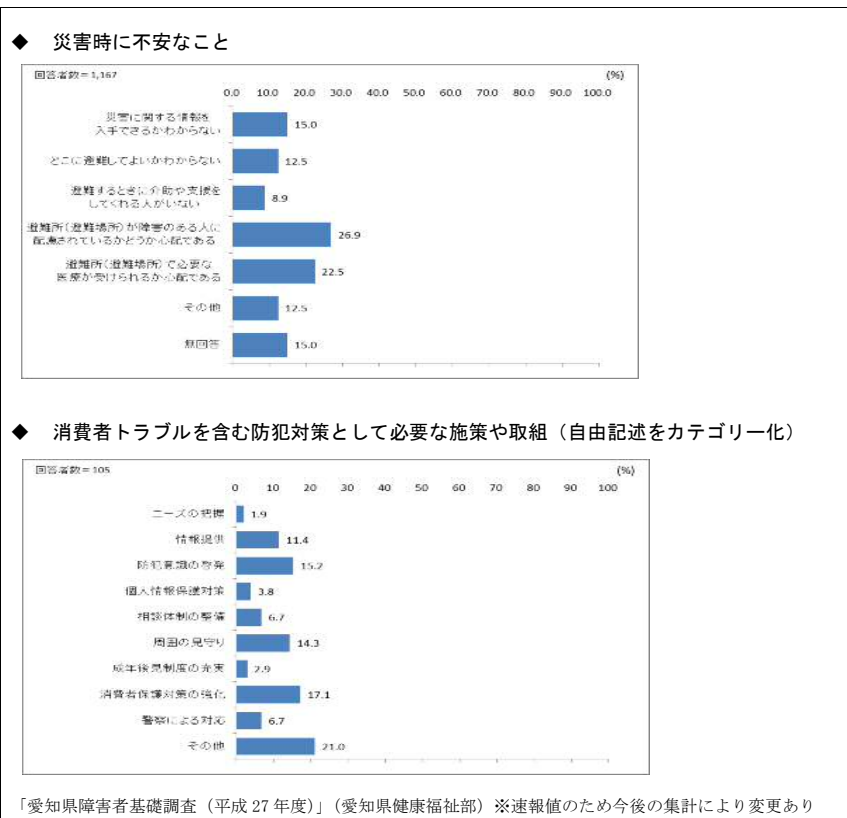
◆ 街のバリアフリー化の現状認識



「愛知県障害者基礎調査（平成 27 年度）」（愛知県健康福祉部）※速報値のため今後の集計により変更あり

- 防災や防犯対策など、地域社会における安心・安全の確保は、障害のある人の地域生活の前提となります。

障害のある人が地域社会において、安全・安心して生活することができるよう、防災・防犯対策の推進、消費者トラブルの防止等を図る必要があります。



2 施策の方向性

(特別支援教育の推進)

- 市町村ごとに小中学校における特別な支援を必要とする児童生徒の個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成状況の調査を行い、市町村の作成率向上の取組を促すなどして、平成30年度までに作成率100%となるよう取り組みます。
あわせて校内委員会が十分に機能するように特別支援教育コーディネーターのさらなる専門性の向上を図り、校内支援体制の整備に取り組みます。

- 教員などの特別支援教育に関する知識・技能、指導力の向上を図るため、各種研修・研究を充実させます。また、小中学校と特別支援学校との間の教員の人事交流を促進、及び特別支援学級担当教員等の特別支援学校教諭免許状の保有率の向上に努めることで、教員の指導力の向上を図ります。

- 障害の状態、本人の教育的ニーズ、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から市町村教育委員会が就学先を決定することができるよう支援します。また、障害のある子どもとない子どもの交流及び共同学習を実施するに当たっては、障害のある子どもにとっても、障害のない子どもにとっても、社会性を養い、豊かな人間性を育て多様性を尊重する心を育むというねらいを明確にし、さらなる推進を図ります。更に、障害のある子どもが十分な支援を受けるための合理的配慮に向けて、人的配置や環境整備の充実について検討していきます。

(特別支援学校の充実)

- 特別支援学校の教室不足に対応するため、近隣の特別支援学校の通学区域の見直しを行い、関係する市町村と協議・連携しながら、緊急性の高いところから順次新たな学校の設置を進めます。

また、必要に応じて、小中学校や高等学校の余裕教室などの施設を活用した特別支援学校分校、分教室の設置を検討します。

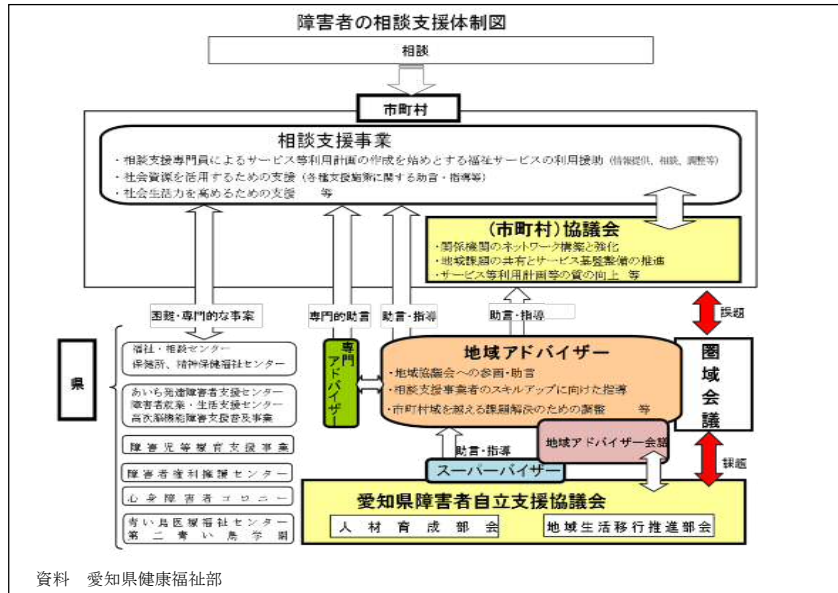
- スクールバス利用希望者のニーズへの対応や通学時間の短縮を図るため、スクールバスの増車を図ります。また、医療的ケアを受ける幼児児童生徒数の増加、医療的ケアの内容の複雑化・多様化に対応するための特別支援学校における看護師の配置を進めるなど、幼児児童生徒への支援の充実を図ります。

(地域生活を支える体制の整備)

- 障害のある人の地域生活への移行後の主な住まいの場となるグループホームの整備促進を進めるとともに、グループホームの開設から運営までをサポートする支援を進めていきます。

- 地域における相談支援体制の充実のため、各種研修を実施することで相談支援体制を担う人材の育成や、地域では対応困難な事例や専門分野に係る助言や相談支援事業者のスキルアップに向けた指導を行う相談支援に関するアドバイザーを設置し、市町村への支援を行うとともに、相談支援に係る主導的役割が期待される基幹相談支援センターの設置促進を図ります。

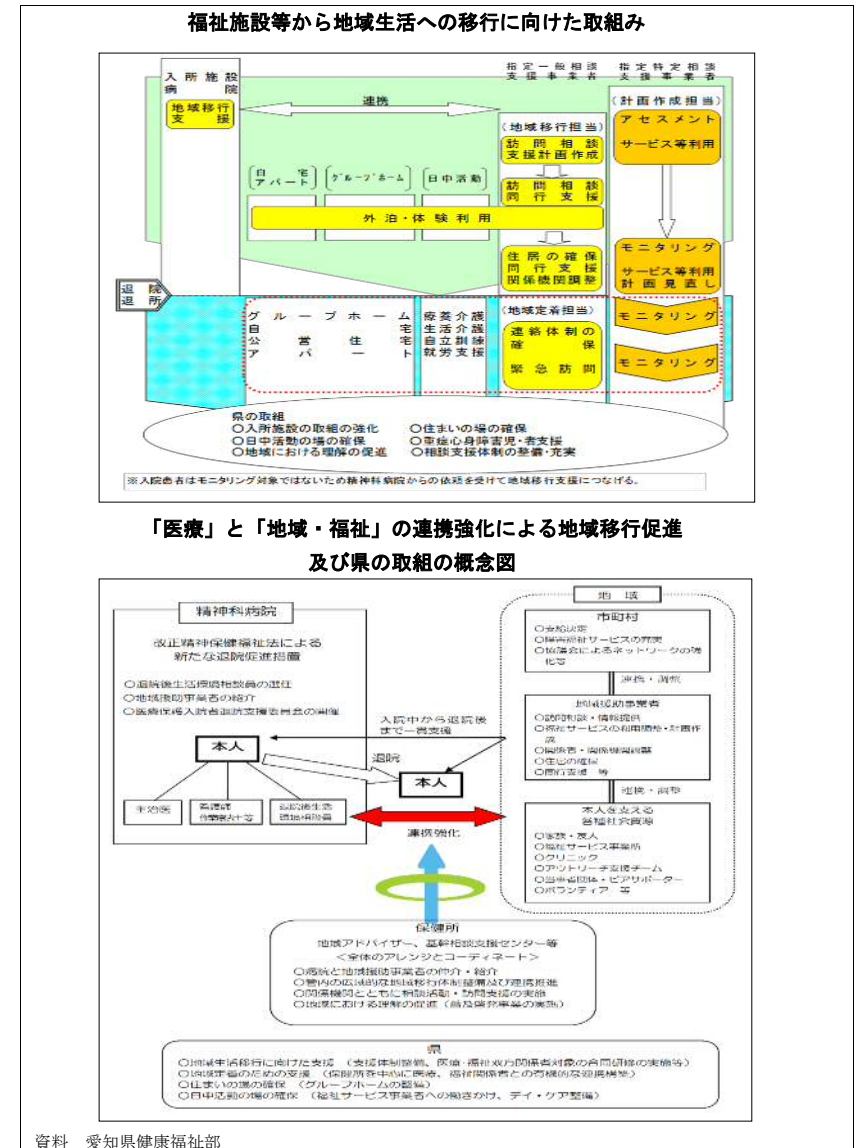
また、障害のある人の高齢化・障害の重度化や「親亡き後」を見据えて、地域における障害のある人の生活支援のために求められる機能を集約した地域生活支援拠点等の整備促進を図ります。



- 発達障害児者への支援の推進として、発達障害の特性に応じた相談支援を担う人材の育成と活用により市町村の支援体制の強化を図ります。
- 平成 25 年 4 月施行の障害者総合支援法において支援の対象に追加された難病患者に対して、対象疾病に該当すれば必要と認められる障害福祉サービス等を受給できるなどの基本的な制度について医療機関に周知を図るなど、関係機関との連携強化を図ります。
- 視覚障害、聴覚障害などの障害のある人が、手話や筆談など障害の特性に応じた手段により情報を取得し意思表示やコミュニケーション等の意思疎通をすることは、日常生活を営む上で必要不可欠であるため、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員など意思疎通支援を行う者の養成・派遣等を行う聴覚

障害者情報提供施設を地域における拠点施設として、コミュニケーション環境の充実を図るとともに、災害時における意思疎通支援の充実を図ります。

- 今後、高齢の障害のある人が地域において安心して暮らせる社会づくりに向け て検討していきます。



(療育・医療支援の充実)

- 障害のある子どもの成長・自立を促進し、保護者が安心して子育てできる環境をつくるため、児童発達支援センターを市町村域における中核施設として位置付けるとともに、在宅での療育上の指導や助言を行う障害児等療育支援事業を実施するなどのほか、子育て支援関係施策とも連携しながら、教育委員会等教育関係機関等と協働して障害児支援に取り組みます。
- 重症心身障害児者など医療的ケアが必要な障害児者が、身近な地域において療育や医療が受けられる体制づくりに向け、重症心身障害児者のための施設や病床の整備など地域における拠点施設の整備を進めていきます。

(障害のある人やその家族等が行う活動への支援)

- 精神障害に関するピア（仲間）サポートなど、障害のある人やその家族、地域住民、NPO が行う活動は、障害のある人の社会参加を促進し、地域における障害への理解を深めるとともに、本人や家族同士の交流を通して悩みや不安を軽減できる場ともなるため、このような活動への支援を行います。

(就労支援・雇用促進)

- 就労・雇用は、障害のある人の自立・社会参加のための重要な柱であり、特にこれまで福祉施設を利用していただいていた人が、民間企業等に就労することは、自立した地域生活を安定的かつ継続的に営む上で大きな意味を持つため、障害のある人が性別や国籍に関わらず、能力を最大限発揮し、働くことによって社会に貢献できるように、労働関係機関との連携を強化し、就労の機会を提供します。

(職業能力の開発支援)

- 障害のある人が、それぞれの職業能力やその障害の特性に応じた職業に就くために必要な基礎的な知識や技能の習得を支援し、雇用の機会をより確実にさせる職業能力開発を促進します。

(福祉的就労の充実)

- 福祉的就労の主な場となる就労継続支援事業所の整備及び人材の育成に努めていきます。また、福祉的就労による工賃水準の改善に加え、就労意欲の向上や技術向上を図り、民間企業等への一般就労を促進するため、官民一体となって取組を進めていきます。

(特別支援学校における職業教育の充実)

- 小学部、中学部、高等部の発達段階に応じた、一貫したキャリア教育を推進するとともに、関係機関と連携した就労支援で、障害のある生徒の学校生活から社会生活への円滑な移行を図ります。

(障害者アートの推進)

- 障害のある人による芸術作品を広く県民が鑑賞できる場となるアート展の開催や芸術大学等の協力を得て特別支援学校や福祉施設における文化芸術活動を支援することにより、障害のある人が文化芸術に接する機会の拡大を図ります。

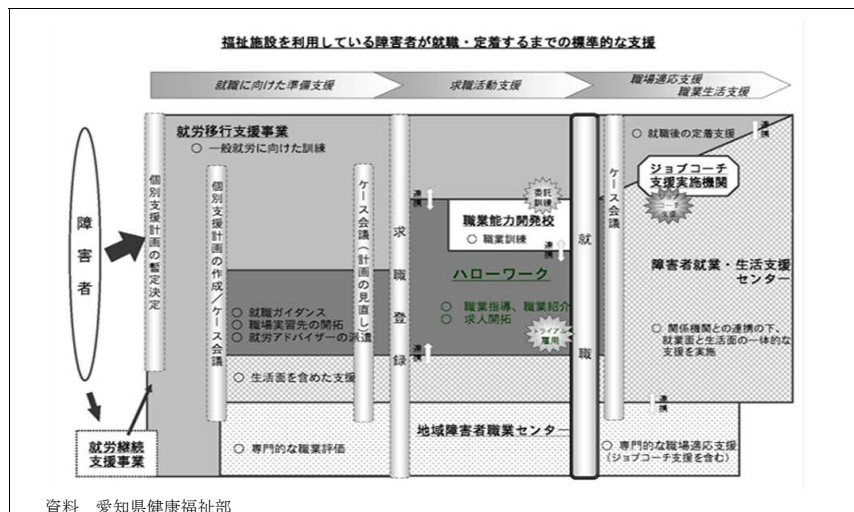
(障害者スポーツの推進)

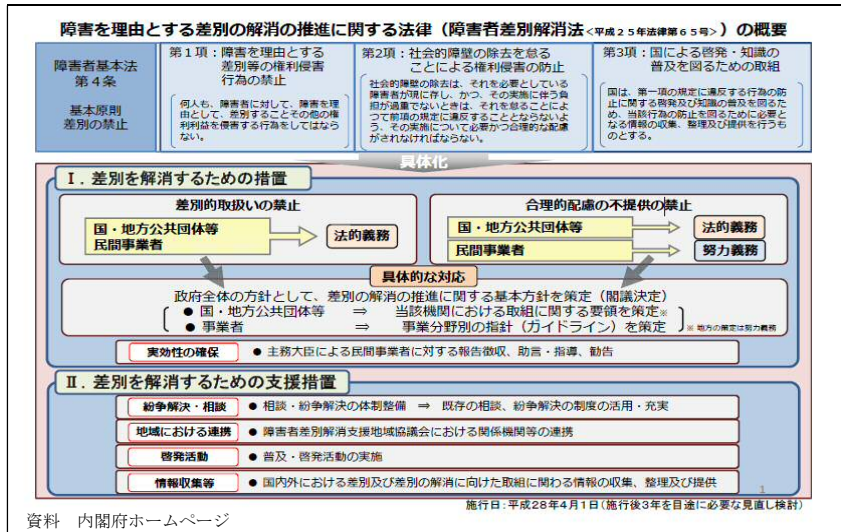
- 個性やニーズに応じたスポーツを楽しめる環境づくりを進め、障害のある人の自立と社会参加を促進するため、障害の状態に応じたスポーツ大会の開催や指導者の養成などを行うとともに、東京パラリンピック出場を目指す強化指定選手の遠征や強化合宿、競技用具購入等に対する経費の補助や、障害者スポーツを推進する事業者への運営に関する経費の補助を行います。

- 2020 年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機としたスポーツに対する関心が高まる中、更なる障害者スポーツの推進を図ります。

(差別の解消及び権利擁護の推進) **国の新施設策分野を踏まえた新規項目**

- 障害のある人が、不当な差別的取り扱いを受けたり、合理的配慮を受けることができない状況を解消するため、障害者基本法第 4 条の「差別の禁止」の基本原則を具体化する障害者差別解消法が平成 25 年 6 月に成立し、平成 28 年 4 月から施行されます。この法律では、県などの行政機関は、障害を理由とする不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供の禁止が法的義務にされており、本県においては、障害や障害のある人に対する差別の解消に向け必要な体制整備や行政サービス等における配慮の促進を図っていきます。





- 知的障害や精神障害のある人で判断に支援を要する人には、権利擁護を目的とした支援（成年後見制度や日常生活自立支援事業）の利用促進を図るとともに、障害のある人への差別や虐待の防止のため、広く県民及び事業者に対し、障害や障害のある人に対する理解の促進、虐待の防止に関する啓発を推進します。

（社会的バリアの除去）

- 障害のある人の社会への参加、参画を実質的なものとするためには、差別や偏見に基づく社会環境の障壁など障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している諸要因を除去するとともに、障害のある人が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援することが必要です。
- そのためには、幼少期から地域で生活する中で、あるいは障害の有無に関わらず共に学ぶ学校教育の場で、私たち一人ひとりが理解を深めていくことが非常に重要となるため、障害のある人となない人の交流や障害及び障害のある人に対する県民の理解の促進を積極的に進めていきます。

- 本県では、平成6年に「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」を制定し、高齢者、障害のある人等を含むすべての県民があらゆる施設を円滑に利用できる人にやさしい街づくりの推進を図っており、今後も県民の認識・ニーズを踏まえ、市町村、事業者及び県民と連携しながら人にやさしいまちづくりの推進を図ります。

（モノづくり技術を生かした支援機器等の開発）

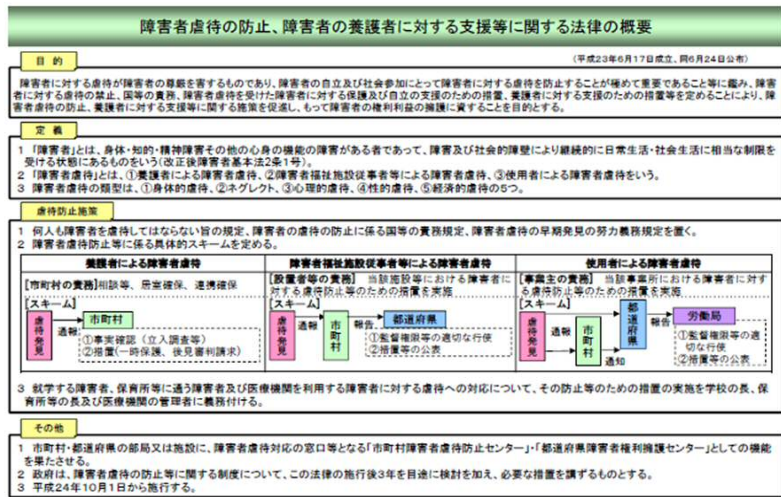
- 障害のある人の生活には、リハビリテーションや介護等の支援機器が不可欠であり、こうした支援機器の開発に本県の強みであるモノづくりを生かし、障害のある人の自立や社会参加を支援していきます。

（安全・安心の確保） 国の新設施策分野を踏まえた新規項目

- 障害のある人が、不安を抱くことなく安心して地域において生活するためには、災害情報の伝達や災害発生時における避難誘導等が迅速かつ的確に行われることなどが重要であることから、関係機関や地域との密接な連携を図りながら、防災対策を推進していきます。

- 防犯対策の推進として、平成16年に制定された「愛知県安全なまちづくり条例」に基づき、一人ひとりの防犯意識や地域における防犯力を高めるとともに、市町村や各関係機関等との情報の共有化を進め、地域が一体となって、犯罪のない安全なまちづくりのための取組を推進していきます。

- 消費者トラブルの未然防止や消費者被害の救済のために、障害のある人が身近で気軽に相談できる地域の相談窓口の整備促進や周囲の家族、ホームヘルパー及び地域の人たちの意識や知識の向上を図ります。



資料 厚生労働省ホームページ

3 主要な取組

(校内支援体制の整備)

- 個別の教育支援計画及び指導計画の市町村の作成率向上を促すとともに、個別の教育支援計画を確実に進学先や進路先へ引き継ぐよう、その重要性を示した「教育支援リーフレット」などを活用しながら市町村に働きかけます。
- 高等学校では、中学校から提出された個別の教育支援計画や個別の指導計画を踏まえて、特別な支援を必要とする生徒について個別の指導計画等を確実に作成、活用し、校内における生徒の適切な支援・指導に関する共通理解を図っていきます。
- 校内委員会が十分に機能するように、特別支援教育コーディネータースキルアップ研修に加え、各地域全体の特別支援教育の推進役となる特別支援教育コーディネーターを養成するために、特別支援教育コーディネータースキルアップ研修<応用編>を実施します。

(教員の専門性の向上)

- 特別支援学級担当教員や通級による指導担当教員はもとより、管理職や特別支援教育コーディネーター、さらには、通常の学級担任など、様々な立場や役割に応じた研修の充実を図ります。
- 通級による指導で蓄積した支援の実践を踏まえて、通常の学級に在籍する発達障害等の児童生徒に対する指導・支援方法の研究をモデル事業として実施し、その成果を「指導事例集」としてまとめて県内に広く周知し、県内全域の特別支援教育の指導力向上を図ります。
- 小中学校と特別支援学校との間の教員の人事交流を促進するとともに、特別支援学校教諭免許状等の取得のために、大学の教職課程によらず必要な単位を修得するために開設されている認定講習を、人事交流期間中に効率よく受講できるようにするなどの方策を検討します。
- 特別支援学校教諭免許状を取得していない特別支援学級担当教員等に対して、免許状取得を促進するための方策を検討します。

(インクルーシブ教育システムの構築)

- 平成 25 年 9 月の学校教育法施行令改正を踏まえ、新たな就学先決定の仕組みを示した「教育支援の手引」を活用して、障害のある子どもやその家族の希望を最大限尊重しつつ、市町村教育委員会が総合的な観点から就学先を決定すること

ができるよう支援しています。

- 肢体不自由児スクールクラスターモデル事業の成果を踏まえ、小中学校と特別支援学校との間で行われている交流及び共同学習を積極的に推進します。
- 障害のある子にも障害のない子にも適切な指導・支援がなされるよう、障害者差別解消法等の趣旨を全教職員へ伝えていきます。

(特別支援学校（知的障害）の過大化による教室不足の解消)

- 県立半田特別支援学校（知的障害）及び県立春日台特別支援学校（知的障害）における教室不足を解消するため、平成 30 年度の開校を目標に県立大府特別支援学校の敷地内に知多地区新設特別支援学校、平成 31 年度の開校を目標に瀬戸市南山口町内に尾張北東地区新設特別支援学校の設置を進めます。
- 必要に応じて、小中学校や高等学校の余裕教室などの施設を活用した特別支援学校分校、分教室の設置を検討します。

(特別支援学校における幼児児童生徒への支援)

- 肢体不自由特別支援学校においては、スクールバスで通学する児童生徒の乗車時間が 60 分程度となるように、緊急性の高い学校から順次、リフト付きスクールバスの増車を進めます。
- 知的障害特別支援学校においては、児童生徒数の増加に伴うスクールバス利用希望者のニーズに適切に対応するため、緊急性の高い学校から順次、スクールバスの増車を進めます。
- 東三河山間部に在住する知的障害のある生徒の県立特別支援学校への長時間通学を解消するため、平成 26 年 4 月に県立田口高等学校内に県立豊橋特別支援学校山嶺教室を開設しました。
- 医療的ケアの充実のため、平成 26 年度より県立肢体不自由特別支援学校に、新たに 1 名ずつ常勤看護師を配置するとともに、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍し、看護師が配置されなかった聾学校、病弱特別支援学校に平成 25 年度より順次、非常勤看護師を配置しています。

(住まいの場の確保)

- グループホームの整備促進事業として、グループホームを整備する場合の経費助成や運営費の助成を行います。また、既存の戸建て住宅を活用する場合、一定の条件を満たせば寄宿舎への用途変更を不要とする本県独自の建築基準法の規制

緩和策や、県有地あるいは県営住宅等の公営住宅を活用したグループホームの整備促進を図るとともに、グループホームの開設から運営までをサポートするため、グループホームの設置・運営について精通した支援コーディネーターによる説明会、見学会、相談会を開催します。

- 共同生活よりも一人で暮らしたいというニーズに応えるために、グループホームの新たな支援形態として平成 26 年 4 月から創設された本体住宅との連携を前提としたサテライト型住宅の設置を、グループホーム運営事業者に働きかけていきます。

(相談支援体制の充実)

- 市町村が行う相談支援事業が適切かつ効果的に実施されるよう、各障害福祉圏域へのアドバイザーの設置（平成 27 年度 11 圏域計 11 人）やスーパーバイズ機能の強化を図るとともに、県障害者自立支援協議会による広域的な支援を行います。
- 相談支援従事者等研修を実施し、サービスを利用する全ての人にサービス等利用計画の作成ができるよう、相談支援専門員の確保を図っていきます。
- 基幹相談支援センターについては、各種の障害に対応するワンストップ相談窓口としての機能のほか、権利擁護、虐待防止の窓口、地域移行・地域定着支援の実施主体、さらに地域の相談支援従事者に対する助言、人材育成等、相談支援に係わる主導的役割が期待されているところであり、設置を促進していきます。
- 高次脳機能障害のある人に対しては、名古屋市総合リハビリテーションセンターを拠点機関とし、専門性の高い相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の支援手法等に関する研修等を実施していきます。

(発達障害児者への支援の推進)

- 市町村における発達障害の相談支援体制づくりの中核となる発達障害支援指導者を、各市町村に配置できるよう養成します（名古屋市は独自で養成するため除く）。
- 発達障害のある人に対する支援を総合的に行う拠点であるあいち発達障害者支援センターにおいて、発達障害のある人とその家族等に対する相談支援などの直接的支援はもとより、各ライフステージにおける支援者の育成を行うとともに、生涯を通じて一貫した支援がなされるよう、医療・保健・福祉・教育・労働等各関係機関との連携強化に努め、総合的な支援体制整備を進めていきます。

(コミュニケーション環境の充実)

- 視聴覚障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示や他人との意思疎通ができるように、個々の障害に対応した支援の充実を図るため、情報のバリアフリー化を進めます。
- 障害者総合支援法が施行され、意思疎通支援が強化されたことを踏まえ、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣等を行う地域における拠点施設である聴覚障害者情報提供施設に対する運営費の助成を行います。
- 社会参加に関しては、障害のある人の外出の際の移動を支援するサービスである移動支援の促進や、視覚と聴覚両方に障害のある人の通訳・介助サービスなどを始めとした社会参加促進事業を実施していきます。
- 重度の視覚障害のある人の移動支援（同行援護）サービスが、必要な人に適切に利用されるよう、事業者の新規参入を促します。

(療育・医療支援の充実)

- 児童発達支援センターを市町村域における中核施設として位置付け、必要なサービスが必要ときに利用できるよう児童発達支援・放課後等デイサービスなどのサービス提供体制の充実や、障害児相談支援体制の整備に努めます。
- 障害児等療育支援事業を実施する施設（平成 27 年現在、県内 13 箇所）を中心として、医療的ケアに対応した在宅サービスの拡充など、療育に係る各種施策を充実していきます。
- 三河地域における重症心身障害児者の施設の不足に対応するため、第二青い鳥学園を移転改築し、重症心身障害児者及び肢体不自由児の支援拠点の整備を進めていきます。
- 障害者福祉減税基金を活用した民間法人による重症心身障害児者の施設の整備により、地域における拠点施設の整備を進めていきます。
- 愛知県心身障害者コロニーを、地域で生活する障害のある人たちを総合的に支援する医療及び療育の拠点施設「医療療育総合センター（仮称）」に再編整備していきます。再編整備にあわせて「医療療育総合センター（仮称）」を中心に、地域の関係機関との連携を深めていくため、「発達障害医療ネットワーク」及び「重症心身障害児者療育ネットワーク」の構築を進めていきます。

- 入院中の精神障害のある人の地域移行・地域定着を促進するためには、医療と福祉の連携強化が必要であるため、医療と福祉の連携の結節点となる、保健所・地域アドバイザー・基幹相談支援センター等の各機関の役割を整理し、地域移行等をコーディネートする地域の仕組みづくりを進めます。
- 受入条件が整えば退院可能な精神障害のある人やその家族の意向に基づき、地域生活へスムーズに移行できるよう支援するために、地域自立支援協議会等の関係機関と連携体制の強化を図ります。
- 退院後の地域定着のため、保健・福祉に医療を加えた包括的支援を行うアウトリーチ（訪問支援）活動の実施体制整備に取り組みます。

（障害のある人やその家族等が行う活動への支援）

- ボランティア活動や交流会、ペアレントメンターによる相談事業、精神障害に関するピア（仲間）サポートなど、障害のある人やその家族、NPO 等民間団体が行う活動を支援します。

（就労支援・雇用促進）

- サービス管理責任者等研修や事業者への説明会を通じて、事業所内や企業における活動や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着の支援等を行う就労移行支援事業に取り組む事業者の育成と量的確保及びサービスの質の確保を図ります。
- 障害者雇用に対する事業主等の理解と協力を得るため、事業主等を対象としたセミナーの開催、障害者雇用優良事業所の表彰など障害者雇用に関する周知・啓発を行うとともに、学卒障害者就職面接会や一般障害者就職面接会の開催により就労の機会の提供に努めます。
- 就労移行支援事業所と公共職業安定所（ハローワーク）を始めとする、専門的な職業リハビリテーションを行う愛知障害者職業センター、及び就業と生活の両面から支援を行う障害者就業・生活支援センター等との連携を強化し、これらの機関が実施する障害者試行雇用事業（トライアル雇用）、職場適応援助者（ジョブコーチ）、委託訓練事業等の就労支援策が活用されるよう地域における就労支援のためのネットワーク化を進め、障害のある人やその家族に対し、適切な情報提供に努めます。

（職業能力の開発支援）

- 愛知障害者職業能力開発校などにおいて、障害のある人の能力に合わせたきめ細かい職業訓練を実施します。

- 企業、社会福祉法人、NPO 法人及び民間教育訓練機関等、地域の多様な委託先を活用し、障害のある人の能力、適性、及び地域の雇用ニーズに対応した委託訓練を実施します。

（福祉的就労の充実）

- 販路拡大や業務改善等を支援する経営コンサルタント等の派遣及び就労継続支援事業所等の職員研修の実施等による工賃向上に取り組みます。
- 障害者多数雇用企業等への優先発注制度や、障害者優先調達推進法の規定による国や地方公共団体等が策定する調達方針に基づいて、障害者就労支援施設等が供給する物品や役務の優先発注を推進していきます。

（特別支援学校における職業教育の充実）

- 発達段階に応じたキャリア教育を推進するため、平成 27 年度キャリア教育推進事業として、ふれあい発見推進事業（小学部）、チャレンジ体験推進事業（中学部）、就労支援推進事業（高等部）を実施しています。

（障害者アートの推進）

- 「あいちアール・ブリュット展（障害者アート展）」と芸術活動支援事業からなる障害者芸術活動参加促進事業を実施し、引き続き障害のある方の社会参加の機会拡大を図ります。
- 芸術活動支援事業は、県内の芸術大学等の教員や学生等が県内の障害者入所支援施設に出向き、絵画教室等の出前講座を開催し、芸術活動の素晴らしさを伝えるとともに、利用者と一緒に作品の制作等を行います。
- 障害のある人の全国的な交流を通じた社会参加と、障害に対する理解の更なる促進を図るため、平成 28 年度に開催する国際芸術祭「あいちトリエンナーレ 2016」、「第 31 回国民文化祭・あいち 2016」の開催に続き、「第 16 回全国障害者芸術・文化祭あいち大会」を平成 28 年 12 月に開催します。

（障害者スポーツの推進）

- 障害者スポーツ大会やスポーツ教室を開催し、障害のある人の体力の維持・増強を図るとともに、県民の理解と関心を深め、障害者の自立と社会参加を促進します。
- 障害者スポーツ参加促進事業を新たに実施し、パラリンピック競技種目を中心に愛知県にゆかりのあるトップレベルの指導者・選手等による講演会及び実技指

導を実施することにより、障害者スポーツの裾野を広げるとともに、既に障害者スポーツに取り組んでいる障害のある人のレベルアップを図ります。

- 東京パラリンピックに向けた選手強化事業を実施し、本県にゆかりのある選手が多数出場できるよう、強化指定選手の活動の支援に取り組みます。
- 毎年度、国民体育大会終了後に同開催地都道府県で開催される全国障害者スポーツ大会に、愛知県選手団を派遣します。
- 障害者スポーツ指導員の養成や障害者スポーツ教室を実施している社会福祉協議会福祉生きがいセンターの運営に要する経費を補助します。

(障害を理由とする差別の解消の推進) **国の新設施策分野を踏まえた新規項目**

- 障害者差別解消法に基づき、努力義務である行政職員向けの職員対応要領を策定し、障害のある人に対する不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供の禁止について周知徹底を図ります。
- 障害を理由とする差別の相談などに関して、行政機関におけるワンストップの対応を行う相談窓口の明確化、相談や紛争防止等に対応する職員の業務の明確化・専門性の向上などを図ることなど必要な体制整備を行います。
- 地域における様々な関係機関により設置された障害者差別解消支援地域協議会において、差別に関する相談事例等に係る情報の共有・協議を通じて、各自の役割に応じた事案解決のための取組や類似事案の発生防止の取組など、地域の実情に応じた差別解消のための取組に関する協議を進めます。
- 選挙時における障害のある人への配慮として、政見放送における手話通訳の導入、点字版または音声版の選挙のお知らせの配布、点字による候補者名簿の各投票所への備え付け等を行っていきます。
また、障害者のある人が投票しやすいよう、投票所にスロープを設置して、バリアフリーを確保するとともに、意思疎通のためにコミュニケーションボードを活用するなど、投票環境の向上に引き続き取り組んでいきます。

(権利擁護の推進)

- 障害のある人の権利を擁護し、虐待の予防、早期発見、虐待を受けた人の保護や相談を行うため、市町村に「障害者虐待防止センター」、県に「障害者権利擁護センター」を設置しており、その機能が発揮できるよう各関係機関との連携強化を図ります。

- 施設等における虐待防止は、サービスを提供する従事者の権利擁護に対する正しい認識が必要なことから、施設設置者、管理者、従事者への虐待防止・権利擁護研修を実施します。

- 知的障害や精神障害のある人のうち判断に支援を要する人の権利を擁護するため、財産管理・福祉サービスの利用等を支援する成年後見制度や日常生活自立支援事業の適切な利用について普及・啓発を図ります。

- 矯正施設等からの障害のある退所者で帰住する所がない人に対しては、県地域生活定着支援センターが支援を行います。

(障害や障害のある人への理解の促進)

- 幼い頃から障害のある人への理解を促進するため、幼少期からの交流教育の実施や小・中学校等における「総合的な学習の時間」などを活用して、体験的な福祉学習を積極的に推進します。また、高等学校においては、教科「福祉」などの指導を通じて理解を深めるとともに、介護体験等を実施することにより、福祉教育を推進します。
- 地域においては、共生社会の理念の普及を図るため、障害者週間及び発達障害啓発週間を始めとする各種イベントや、精神障害のある人への正しい理解を促進するため、「こころの健康フェスティバル」による啓発活動を行います。
- 福祉施設や精神科病院の入所・入院者で地域生活が可能な方が、地域に移り安心して生活できるよう、NPO 等各種団体と協働で障害や障害のある人に対する理解促進事業を実施します。
- 福祉施策を紹介するガイドブックの配布やインターネットによる情報提供などにより、県民のみならず、県内の行政機関などに対しても広報・啓発活動の充実を図ります。

(施設のバリアフリー化の推進)

- 「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき、人にやさしい街づくりアドバイザーを育成し、地域セミナーや出前講座などの周知啓発を行い、人にやさしい街づくりに関する県民及び事業者の理解を深めることにより、不特定多数の者が利用する施設のバリアフリー化を更に促進します。
- 高齢者や障害のある人など、誰もが安全・安心に利用できる歩行空間の確保に向け、鉄道駅、病院、福祉施設や市町村役場などの生活関連施設を結ぶ経路を中心に、歩道の新設・拡幅や段差・勾配の解消など、歩行空間のバリアフリー化を

推進します。

(モノづくり技術を生かした支援機器等の開発)

- 障害のある人やその家族のニーズを反映した支援機器の開発や実用化を図っていくために、「あいち産業科学技術総合センター」における技術支援や、産業空洞化対策減税基金の活用により企業の研究開発を支援するとともに、福祉施設や医療機関、企業等が協働するネットワーク体制の構築を進めます。

(防災対策の推進) **国の新設施策分野を踏まえた新規項目**

- 災害対策基本法の改正を反映した「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」に基づき、市町村における地域の避難行動要支援者に係る情報を名簿化するとともに、要配慮者の同意を得て、この要支援者名簿を避難支援等関係者（消防、警察、民生委員等）と共有し、市町村又はコーディネーター（民生委員等）が中心となり、避難行動要支援者ごとに具体的な避難方法を定める個別計画を策定するなど、関係機関と連携し災害時における避難誘導等が的確に行われるよう市町村における体制整備を支援します。
- 避難所の整備については、通常の指定避難所の指定だけでなく、設備や生活用品、食糧などに特別な配慮がなされた福祉避難所の整備を進めるとともに、障害のある人等の要配慮者に考慮した方法で、年に1回以上指定避難所等の広報活動を行います。
- 災害発生時、避難所等において適切に情報が伝達されるよう、手話や筆談等、障害の特性に応じた意志疎通が行われる体制の整備を促進します。

(防犯対策の推進) **国の新設施策分野を踏まえた新規項目**

- 「愛知県安全なまちづくり条例」に基づき、県民等の防犯に関する自主的な活動への支援や犯罪の防止に配慮した住宅・道路・公園等の普及に努めるなど、県民・行政・警察が一体となって犯罪のない安全なまちづくりを推進します。
- 言語や聴覚に障害がある人の緊急通報手段として、「FAX110番」や「Web110番」などの通信体制を整備し、障害のある人からの緊急通報へ迅速・的確な対応を行います。
- 防犯教室等における犯罪類型に応じた防犯指導や、あらゆる広報媒体を活用しての広報啓発活動を推進し、防犯意識の高揚を図ります。

(消費者トラブルの防止対策の推進) **国の新設施策分野を踏まえた新規項目**

- 複雑・多様化する消費者トラブルに対応するため、県の消費生活相談体制を「愛知県消費生活総合センター」に集約し、高度な相談対応力を備え、市町村支援機能も併せ持つ中核的相談機関として機能強化を図ります。
また、市町村の消費生活センターの設置等を働きかけ、障害のある人が身近な地域で質の高い相談・救済を受けられる体制を整備します。
- 学校や地域団体が開催する講座・講演会等に講師の派遣を行うとともに、消費生活情報「あいち暮らしっく」及び消費生活相談の傾向を分析した「あいちクリオ通信」の発行、ホームページ「あいち暮らし WEB」により、消費生活情報を総合的に提供することにより、障害のある人を含む県民一人ひとりの消費者トラブルに関する意識や知識の向上を図ります。